

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年11月30日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 7 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 議案第36号 愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第37号 愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第38号 愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第39号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第42号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第43号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第44号 愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第45号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第46号 愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第47号 愛西市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第48号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第49号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第50号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第52号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第22 議案第53号 令和 3 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第23 議案第54号 令和 3 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第24 請願第 6 号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 日程第25 請願第 7 号 介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願
- 日程第26 議案第51号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第27 議案第55号 令和 3 年度愛西市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第28 委員会付託の省略について

- 日程第29 議案第51号 令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）
日程第30 議案第55号 令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）
日程第31 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第32 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第33 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第34 諮問第4号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第35 諮問第5号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第36 諮問第6号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	杉 村 義 仁 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	鷺 野 聰 明 君
13番	島 田 浩 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	産 業 建 設 部 長	山 田 哲 司 君
教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君	市 民 協 働 部 長	渡 辺 弘 康 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 幸 司 君
保 険 福 祉 部 長	小 林 徹 男 君	健 康 子 ども 部 長	清 水 栄 利 子 君
子 育 て 支 援 課 長	長 谷 川 努 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
--------	---------	---------	---------

書 記 猪 飼 隆 善

書 記 杉 本 昌 哉

午前9時31分 開会

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対し撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（島田 浩君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、6番・吉川三津子議員、7番・原裕司議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鷺野聡明君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月24日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月30日から12月24日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月24日までの25日間といたします。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月24日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合会議が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区急病診療所組合議会議員の近藤武議員、お願いいたします。

○8番（近藤 武君）

それでは、海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

去る令和3年10月5日、海部地区急病診療所において、令和3年第3回定例会が開催されました。

付議事件といたしまして、認定第1号：令和2年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額7,440万6,900円、歳出総額6,550万6,248円、差引残高890万652円で、全員賛成で可決認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の馬淵紀明議員、お願いいたします。

○1番（馬淵紀明君）

それでは、海部地区水防事務組合の諸般の報告を行います。

令和3年10月11日、日光川水防センターにて令和3年第2回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第3号：令和3年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）、歳出補正額、総務費として299万9,000円、水防費299万9,000円減額となり、歳出補正後の予算総額は2,730万5,000円となりました。

認定第1号：令和2年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額2,782万205円、歳出総額2,559万4,820円、差引残高222万5,385円となり、議案第3号、認定第1号それぞれ全員賛成で可決となりました。

以上、報告といたします。

○議長（島田 浩君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○17番（真野和久君）

それでは、海部地区環境事務組合議会の報告を行います。

令和3年10月13日に海部地区環境事務組合新開センターにおいて、令和3年第2回定例会が行われました。

付議事件としては、認定第1号：令和2年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額35億7,290万7,220円、歳出総額35億2,927万4,115円、差引残額4,363万3,105円で、賛成多数で認定されました。

議案第3号：海部地区環境事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきまして

は、全員賛成で可決されました。

議案第4号：令和3年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）に関しては、補正額4,153万2,000円で、補正後の予算総額は35億64万2,000円となりました。これについても全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（島田 浩君）

御苦労さまでございました。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和3年7月から令和3年9月までに關する出納検査について検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり所管の委員会へ送付いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（島田 浩君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和3年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

かねてより猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症は、国を挙げたワクチン接種の推進や市民の皆様方の常日頃からの感染予防対策によりまして、現在新規感染者数は減少傾向にございます。しかしながら、これから本格的な冬を迎える中で、ウイルスの変異や第6波の到来が懸念されているなど、依然として予断を許さない状況が続いております。本市といたしましては、今後も新型コロナウイルス感染症の終息に向け一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、政府は今年19日に新たに経済対策を決定いたしました。この中には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をはじめ社会経済活動の再開、新しい資本主義の起動、防災・減災、国土強靱化の推進などが上げられており、必要な財源につきましては26日に閣議決定されました補正予算と来年度予算を合わせた16か月予算として一体的に編成するとしております。

本市といたしましては、国や県の動きを注視し、適時適切なタイミングで予算を確保し、速やかに各種施策に取りかかってまいりたいと考えております。また、これに加え、市が直面する様々な課題の克服に向け、必要な予算を確保できるよう来年度予算編成作業を進めてまいりますので、重ねて議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

今議会に御提案を申し上げている議案につきましては、専決処分事項の報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正10件、指定管理者の指定4件、補正予算5件、人事案件6件の計27件でございます。なお、このうち一般会計補正予算（第8号）並びに（第10号）につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種及び子育て世帯への臨時特別給付金の支給に必要な予算であり、早期に承認をいただきたいと思っております。これらの案件を含め、各議案の内容につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会に対する挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第7号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第5・報告第7号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）報告をお願いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、報告第7号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解についてを別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日の提出、市長名でございます。

1枚はねていただきまして、別紙にその内容をまとめてございます。

まず、番号1につきましては、施設の管理上の瑕疵による損害賠償の額を10万6,260円とし、和解を行ったものでございます。

次に、番号2及び番号3は共に職員の交通事故による物的損害について損害賠償の額をそれぞれ25万3,000円及び4万6,861円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は別紙に記載のとおりです。

以上で報告第7号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第36号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第6・議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第36号：愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明させていただきます。

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としましては、愛西市発達支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

議案第36号、資料を御覧ください。

愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定の概要。

第1の条例の概要は、愛西市発達支援センターを設置するに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

第2の制定の理由は、地方自治法の規定に基づき、愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する事項を条例で定めるためでございます。

第3の条例の内容でございます。

1として、第1条から第3条関係の趣旨等は障害のある児童またはその疑いのある児童及び障害のある者に係る支援等を継続的に行い、もってその福祉の増進を図るものでございます。

2として、第4条関係でセンターが実施する事業を規定しております。1として児童発達支援事業、2として地域支援事業、3として保育所等訪問支援事業、4として相談支援事業の4事業でございます。

3として、第5条から第8条関係で利用許可及び使用料等を規定しております。(1)は児童発達支援事業を利用する者は市長の許可を受けなければならない、(2)は児童発達支援事業または保育所等訪問支援事業を利用する者は児童福祉法の規定により定められた額を納付しなければならないというものでございます。

4として、第9条関係は損害賠償を規定しております。利用者が故意または過失によって、センターまたはその附属設備を損傷または滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとするものでございます。

第4. 施行期日は規則で定めるものとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第37号及び日程第8・議案第38号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第7・議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第8・議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

それでは、議案第37号、38号について説明をさせていただきます。

初めに、議案第37号：愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市地域防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、市外の者が地域防災コミュニティセンターを使用する場合等の使用料の額を引き上げることに伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、3枚ほどめくっていただき、議案第37号、資料2を御覧ください。

第3. 改正の内容。令和4年4月1日以後に使用許可を受け、市外の者が利用する場合及び入場料等を徴収し、または営利を目的として利用する場合における使用料の額を市外の者が利用する場合、「1.5倍」を「2倍」に、市外の者が入場料等を徴収し、または営利を目的として利用する場合、「3.0倍」を「4.0倍」に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日からでございます。

続きまして、議案第38号：愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

なお、提案理由、改正の内容及び施行期日につきましては、議案第37号と同様の内容でございます。

以上、よろしく御願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第39号（提案説明）

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第9・議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

議案第39号：愛西市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、一時預かり事業手数料等の額を定めるため、改正する必要があるからでございます。

議案第39号、資料2を御覧ください。

愛西市手数料条例の一部改正の概要。

第1の改正の概要は、一時預かり事業、子育て支援短期利用事業及び外出支援サービス事業に係る手数料の額を定めるものでございます。

第2の改正の理由は、これまで愛西市一時預かり事業実施要綱、愛西市子育て支援短期利用事業実施要綱及び愛西市高齢者等外出支援サービス事業実施要綱に定められていた手数料の額を条例に定めるためでございます。

第3の改正の内容は、一時預かり事業、子育て支援短期利用事業及び高齢者等外出支援サービス事業の利用者から徴収する額を定めるものでございます。

第4の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第40号から日程第12・議案第42号まで（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第10・議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから日程第12・議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、議案第40号、41号、42号について御説明申し上げます。

初めに、議案第40号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、市外の者が公民館を使用する場合等の使用料の額を引き上げることなどに伴い、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、別紙の資料2の条例の一部改正の概要を御覧いただきたいと思っております。

改正の概要としましては、これまで愛西市公民館の管理及び運営に関する規則に定められていた使用料の額を条例に定め、公民館を市外の者が利用する場合、入場料等を徴収して利用する場合の使用料の額を定めるものでございます。また、令和4年4月1日以後に利用許可を受け市外の者が利用する場合、入場料等を徴収して利用する場合の使用料の額を引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、使用料の額の引上げの改正につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第41号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、市外の者が文化会館を利用する場合等の使用料の額を引き上げることなどに伴い、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、資料2の条例の一部改正の概要を御覧いただきたいと思っております。

改正の概要としましては、これまで愛西市文化会館の管理及び運営に関する規則に定められていた使用料の額を条例に定め、文化会館を市外の者が利用する場合、入場料等を徴収して利用する場合、営利を目的として利用する場合の使用料の額を定めるものでございます。また、

令和4年4月1日以後に利用許可を受け市外の者が利用する場合、入場料等を徴収して利用する場合、営利を目的として利用する場合の使用料の額を引き上げるものでございます。

施行期日等につきましては、議案第40号と同様の内容でございます。

続きまして、議案第42号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

愛西市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、市外の者が体育館を使用する場合等の使用料の額を引き上げることに伴い、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、資料2の条例の一部改正の概要を御覧いただきたいと思います。

改正の概要としましては、これまで愛西市体育館の管理及び運営に関する規則に定められていた使用料の額を条例に定め、体育館を市外の者（個人）が利用する場合、入場料等を徴収して利用する場合、営利を目的として利用する場合の使用料の額を定めるものでございます。また、令和4年4月1日以後に使用許可を受け市外の者（個人）が利用する場合の使用料の額を引き上げるものでございます。

施行期日等につきましては、議案第40号と同様の内容でございます。

以上、よろしく御願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第43号（提案説明）

##### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第13・議案第43号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、議案第43号について御説明申し上げます。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、愛西市立田総合運動場について、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることなどに伴い、改正する必要があるからでございます。

改正内容につきましては、資料2の条例の一部改正の概要を御覧いただきたいと思います。

改正の概要としましては、これまで愛西市スポーツ施設の管理及び運営に関する規則に定められていた使用料の額を条例に定め、スポーツ施設を市外の団体が利用する場合、入場料等を徴収して利用する場合、営利を目的として利用する場合の使用料の額を定めるものでございます。

2点目といたしまして、愛西市立田総合運動場に関する規定を削除し、行政財産の用途を廃

止し、普通財産とするためでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、愛西市立田総合運動場に関する規定の削除につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第44号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第14・議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第44号：愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、精神障害者医療費支給制度の見直しに伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第44号、資料2を御覧ください。

愛西市精神障害者医療費支給条例等の一部改正の概要。

第1の改正の概要は、精神障害者医療費支給制度の見直しを行うものでございます。

第2の改正の理由は、これまで愛西市障害者医療費支給条例に定められていた精神障害者保健福祉手帳所持者に対する医療費の支給に係る規定につきまして、愛西市精神障害者医療費支給条例において整備するとともに、医療費の支給割合等を改めるものでございます。

第3の改正の内容は、1点目として精神障害者保健福祉手帳所持者に対する医療費の支給に係る規定について、愛西市精神障害者医療費支給条例において整備するもの。2点目として、精神障害者の治療に係る医療費の支給について自己負担額の2分の1を償還払いとしていたものを全額現物給付とするものでございます。3点目として、精神障害者保健福祉手帳3級所持者に係る医療費の支給対象について、精神障害の治療に係るもののみとするもの。4点目として、この改正に関連して愛西市子ども医療費支給条例及び愛西市障害者医療費支給条例について所要の改正を行うものの4点でございます。

第4の施行期日は令和4年4月1日で、精神障害者保健福祉手帳3級所持者に係る改正については、令和6年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第45号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第15・議案第45号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

議案第45号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、往診自動車使用料の額を定めることに伴い、改正する必要があるからでございます。

議案第45号、資料2を御覧ください。

愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正の概要。

第1の改正の概要は、往診自動車使用料の額を定めるもの。

第2の改正の理由は、これまで八開診療所自動車使用の車賃徴収規程に定められていた往診自動車使用料の額を条例に定めるためでございます。

第3の改正の内容は、愛西市国民健康保険八開診療所が往診に自動車を使用する場合に受診者から徴収する額を、市内の往診の場合は150円、市外の往診の場合は350円と定めるものでございます。

第4の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第46号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第16・議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、議案第46号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市開発行為等の周知に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、法令等による土地利用規制が及ばない一定の行為を行う事業者に対し、関係住民への周知等を義務づけること等に伴い、改正する必要があるからでございます。

次に、今回の改正の概要を御説明させていただきます。

議案第46号、資料2を御覧ください。

改正の概要でございますが、一定の行為を行う事業者に対し、関係住民への周知や意見聴取を義務づけるとともに、当該行為が市の定める基準を満たすものであることの申出を義務づけるものでございます。

次に、改正の理由でございますが、本市が農地を守るための諸施策に取り組む中で、一定の行為に対する基準を定め、良好な農用地を保全するとともに、市民の生活環境を維持するためでございます。

最後に、改正の内容についてでございますが、一定の行為を行う事業者に対し、関係住民への周知、意見聴取等を義務づけるとともに、当該行為が規則で定める基準を満たすものであることについて、市長への申出を義務づけるものでございます。

また、当該行為が規則で定める基準を満たしていないとき、または満たさなくなったときは事業者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、または指導することができることを定めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第47号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第17・議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（三輪進一郎君）

それでは、議案第47号について御説明申し上げます。

議案第47号：愛西市文化会館の指定管理者の指定について。

愛西市文化会館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございます。

施設の名称でございますが、愛西市文化会館でございます。

指定管理者となる団体でございますが、愛知県豊田市松ケ枝町3丁目30番地、ホームックス株式会社でございます。

指定管理の期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市文化会館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

議案第47号の資料といたしまして、愛西市文化会館指定管理者候補者選定結果を添付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第48号から日程第20・議案第50号まで（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第18・議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてから日程第20・議案第50号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第48号から議案第50号までの御説明をさせていただきます。

議案第48号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称は、東八幡町地域し尿処理施設でございます。

指定管理者となる団体は、愛西市勝幡町緑町170番地2、東八幡浄化センターでございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料としまして、愛西市農業集落排水処理施設等指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

なお、議案第48号につきましては以上でございますが、以後議案第49号及び議案第50号についての指定の期間、提案理由及び資料につきましては同様の内容でございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第49号：西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称は、西八幡団地地域し尿処理施設でございます。

指定管理者となる団体は、愛西市小津町江新田61番地、西八幡団地浄化センター管理組合でございます。

最後に、議案第50号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称は、諸桑団地地域し尿処理施設でございます。

指定管理者となる団体は、愛西市諸桑町東浦95番地1、諸桑団地浄化センターでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島田 浩君）

ここで職員入替えのため暫時休憩といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（島田 浩君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第52号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第21・議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第52号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,818万2,000円を追加し、総額を244億8,298万7,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正で、令和4年度に完成予定の愛西市発達支援センターにおいて必要な備品購入費につきまして、令和4年度までの債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、歳入全体につきまして私のほうから御説明させていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、1億1,459万7,000円を計上いたしました。主なものとして、サービス利用の増加に伴い、障害者総合支援給付費負担金6,971万7,000円、給付費の増加に伴い子どものための教育・保育給付交付金2,293万3,000円、通所サービスの利用の増加に伴い障害児通所給付費負担金1,879万1,000円を計上いたしました。

同じく2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、戸籍情報システム連携作業委託について、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として39万6,000円を計上いたしました。

続いて、2目民生費国庫補助金で、児童手当のシステム改修に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金172万5,000円を計上いたしました。

また、3目衛生費国庫補助金で、システム改修に伴い健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金240万4,000円を、また新型インフルエンザ等予防接種副本登録回収及びロタウイルス副本登録回収について感染症対策特別促進事業費補助金48万4,000円、マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金7万3,000円を計上いたしました。

次に、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で、国庫支出金と同様に障害者総合支援給付費負担金3,485万8,000円、施設型教育・保育給付費等負担金1,025万9,000円、障害児通所給付費負担金939万6,000円を計上いたしました。

同じく2項県補助金、2目民生費県補助金では、医療費や事業費の増加に伴い、子ども医療費補助金672万2,000円、保育対策総合支援事業費補助金560万1,000円を計上いたしました。



次に、5目農林水産業費県補助金で、農地集積協力金事業について農業振興対策事業補助金2,008万1,000円を計上いたしました。

また、8目教育費県補助金で、非常勤講師の配置に係る教育支援体制整備事業費補助金339万5,000円を計上いたしました。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、ふるさと応援寄附金の増加に伴い3,300万円を計上いたしました。

20款繰越金で、前年度決算の剰余金のうち、繰越財源分を除いた繰越額8億7,519万1,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして御説明いたします。

私からは総務部所管の項目について御説明いたします。

11ページ、12ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費におきまして、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、システム利用等手数料とふるさと応援寄附金支援委託料などで合計1,644万8,000円を計上いたしました。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、14ページを御覧ください。

同じく10目基金費におきまして、地方財政法の定めにより前年度決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるため、財政調整基金に4億8,800万円を計上しました。また、公共施設の大規模修繕や更新費用等に備え、公共事業整備基金積立金に3億2,552万9,000円を計上いたしました。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは企画政策部所管の人件費補正について御説明いたします。

今回の人件費補正は、主に人事異動に係る給与調整をお願いするものでございます。

一般会計補正予算書、最終の23ページ、給与費明細書を御覧ください。

補正後の職員数は会計間の職員数の増減や採用予定者の辞退により440人となり、当初予算編成時と比較して5人の減少となりました。また、再任用短時間勤務職員数は当初予算編成後におきまして、勤務時間をフルタイムから短時間に変更を希望した職員がいたため、1人増員により計10人となりました。各款におきまして、給料、職員手当及び共済費で増減が生じております。給料で2,601万6,000円の減、職員手当で141万9,000円の減、そして共済費で465万8,000円の増、合わせまして2,277万7,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。減額の要因といたしましては、人事異動に伴い過不足が生じたことのほか、当初予算編成時に予定できていない新規採用者の辞退、職員の育児、病気休業者の新規取得者による影響が主な要因でございます。

特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書のほうを記載して

おります。

その中で、国民健康保険特別会計におきましては事業勘定で204万3,000円の減額、直営診療所勘定で113万2,000円の増額、介護保険特別会計におきましては保険事業勘定で44万7,000円の増額、サービス事業勘定で897万4,000円の減額を計上しております。

これらの特別会計の増額につきましても一般会計と同様の要因であり、これを補正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは保険福祉部の所管に関する主なものにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書15ページ、16ページを御覧ください。

上段のところですが、3款1項1目社会福祉総務費の19節扶助費では、障害者サービスの利用者やサービス利用日数等の増加により、障害者総合支援給付費を1億3,943万5,000円増額計上いたしました。また、住宅確保給付費は申請者の増加により94万円を増額計上いたしました。

22節償還金、利子及び割引料の1,435万2,000円は、過年度負担金等の確定に伴う返還金でございます。

3款1項社会福祉費の4目福祉医療費92万2,000円の増額補正は、精神障害者医療費支給制度の見直しに係る準備費用として計上いたしました。

続きまして、17ページ、18ページを御覧ください。

3款2項児童福祉費の6目福祉医療費は、子ども医療費の増加に伴い1,344万5,000円を増額計上いたしました。

7目障害児通所支援費の3,758万2,000円は、障害児通所支援の利用者、利用日数の増加に伴い増額計上いたしました。

3款3項生活保護費、2目生活扶助費の326万8,000円は、おむつ代等の一時扶助費の増加に伴い増額計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

15ページ、16ページを御覧ください。

民生費関係で、3款2項1目児童福祉総務費で、児童手当制度が改正されることに伴い、児童手当システム改修委託料172万5,000円を計上しました。

また、前年度精算に伴い、子ども・子育て支援交付金過年度返還金等で1,753万7,000円を計上しました。

続きまして、2目児童措置費の負担金で、給付費の増加に伴い、施設型給付費4,345万円を計上しました。同じく補助金で、事業費の増加により保育対策総合支援事業費654万2,000円を

計上しました。

また、過年度精算に伴い、保育対策総合支援事業費補助金及び児童手当給付費負担金の過年度返還金として270万円を計上しました。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。

3款2項5目母子福祉費で、過年度精算に伴い、母子生活支援施設措置費負担金過年度返還金4万4,000円を計上しました。

続きまして、衛生費関係で、4款1項2目予防費で、健診結果等の様式の標準化事業及び健診情報連携システム整備事業に係る健康管理システム改修委託料として555万5,000円を計上しました。

同じく6目保健衛生施設費で、佐屋保健センター電気工作物等の修繕料として95万8,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明いたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

私からは、産業建設部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

恐れ入りますが、19、20ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金で、農地中間管理機構への農地の貸出しに協力する山路営農組合を支援するため、県の農業振興対策事業補助金を財源とする農地集積協力金交付事業2,008万1,000円を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費におきまして、現在進めております小中学校適正規模等基本計画の検証を行うため、小中学校適正規模適正配置等検証委員報償費22万9,000円を計上いたしました。

次に、2項小学校費、1目学校管理費におきまして、佐屋小学校、北河田小学校の受水槽ポンプ修繕で410万3,000円、草平小学校の校舎雨漏り修繕で113万3,000円、計523万6,000円の修繕料を計上いたしました。

また、3項中学校費、1目学校管理費におきまして、永和中学校の体育館の雨漏り修繕で134万2,000円を計上いたしました。

以上で令和3年度愛西市一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第53号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第22・議案第53号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第53号：令和3年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,755万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,510万6,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正の内容としましては、人事異動による人件費の補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第54号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第23・議案第54号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第54号：令和3年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ877万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,127万7,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ966万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ986万4,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正の主な内容としましては、人事異動による人件費の補正のほか、返還金でございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入では、返還金に係る経費として、9款1項1目繰越金、前年度繰越金として33万6,000円を計上いたしました。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳出としましては、6款1項3目償還金で、介護保険システム改修の前年度精算に伴う返還金を33万6,000円計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時45分といたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・請願第6号（提案説明）

○議長（島田 浩君）

日程第24・請願第6号：コロナ禍による米価下落の対策を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

○16番（加藤敏彦君）

請願第6号について提案説明をさせていただきます。

最初に、議会議長の前に愛西市を付け加えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、朗読をもって提案とさせていただきます。

コロナ禍による米価下落の対策を求める請願。

請願団体は、西尾張農民組合。代表者は、愛西市柚木町の中島義雄さん。紹介議員は、日本共産党市議団の河合克平、真野和久、加藤敏彦の3名です。

請願の趣旨。新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した36万トンの上乗せ「減反」をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。

コロナ禍の需要減少による「過剰在庫」分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者・流通業者に押しつけることは許されません。政府による緊急買入など特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は「市場隔離と同等の効果を持つ」対策として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に15万トンの販売が22年11月以降に先送りされたとしても、古々米として安い主食用米が市場に出回るようになります。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で「1日1食」に切り詰めるなど、「食べたくても食べられない」方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買い入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

請願事項。1つ、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2つ、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者・学生などへ食料支援で活用すること。

3つ、国内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第25・請願第7号（提案説明）

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第25・請願第7号：介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

#### ○6番（吉川三津子君）

それでは、介護労働者の確保にむけた施策の充実を求める請願について、紹介議員として少し説明をさせていただきます。

この請願は、民間事業所で働く方々の声を集めた請願です。

そうした中で、コロナ禍の中で民間事業所でクラスターが起きたら一体民間事業所はどのように入所者の世話をしているんだろう、そんな不安の声もたくさんある中でこの請願がつくられています。

こういったコロナ禍でクラスターが起きた場合、民間の事業所間でヘルパー等の人材のやり取り、融通がし合えるような仕組みもつくってほしい、そんな不安の中で働いていらっしゃる方々の声ですので、お聞きいただきたいと思います。

愛西市議会議長・島田浩様。請願者は、稲葉町にお住まいの一市民の方です。紹介議員は、私吉川三津子です。

請願の趣旨。現在、介護の職場で、深刻な人材不足が起きています。これから愛西市ではさらに高齢者が増え、高齢者のみの世帯も増えます。こうした社会を迎えるに当たり、安心なサービスが提供できるような人材の確保は、極めて重要な課題になっています。

隣接市では、深刻な状況になりつつあります。市内の事業者だけではヘルパーが確保できず、愛西市の事業所に頼まなければならない状況とのこと。また、市内の民間事業所で働く方々に聞くと、「人員不足は慢性化しており、高齢化している」「新しい職員確保をするにしても、紹介業者に依頼しなければ確保ができず、手数料として数十万円を、1人当たりですが、支払わなければならない」「ケアマネは1人当たりの担当の人数が国の制度で決められ

ているが、超えて受けざるを得ない」「人手不足で勤務がきつくなるとやめていってしまう」。こうした現状で他市に職員が流れるなども含め定着していないと聞きました。

どの事業所も様々な手を尽くして人材の確保に努力していますが、解決の見通しは立ちません。この問題は、介護保険制度の根幹を揺るがす事態になってきており、これは介護労働者の処遇改善抜きには解決できない問題となっています。

議会でも国に意見書を提出するなど、御尽力いただいていると思いますが、愛西市の介護サービスを守っていくのは市の役割です。

よって、以下の請願事項について、議会で決議し、市政に要請してください。

以下のとおり請願します。

請願事項。以下の事項について、市民の介護サービスを維持するために市へ要請してください。

①最初に市内民間事業所の実態を把握してください。

②①の調査後、市独自の人件費補助等の職員処遇改善の検討を始めてください。

③①の調査後、市に介護職員確保のための人材窓口を設置してください。

請願の理由。既に現場は厳しい状況です。高齢による職員退職、高齢者増で利用増により、今後さらに愛西市の介護サービスの不足が予測できます。今から用意しなければ間に合わないというのが理由でございます。

まずは請願者からの御意見としては、今の民間事業所の実態をしっかりと把握してほしいというのが最大の御希望でございますので、議員の皆様についてはそういった点も踏まえて審議をいただきたいと思います。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第51号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第26・議案第51号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第51号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,707万8,000円を追加し、総額を233億6,480万5,000円とするものでございます。

歳入全般につきましては、私のほうから御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として6,108万8,000円を、また2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として5,313万7,000円を計上いたしま

した。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金で、当補正予算の市単独事業分に係る経費の財源として、1目財政調整基金繰入金で285万3,000円を計上しております。

歳入につきましては以上でございます。

歳出につきましては、担当部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、歳出について御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

4款1項7目新型コロナウイルスワクチン接種事業費で、1億1,707万8,000円を計上いたしました。これは新型コロナウイルスワクチンの3回目、追加接種体制を確保するための事業経費でございます。

主なものは、集団接種業務に関する医師予防接種報償費、郵便料、電話料及び連合会への事務手数料等の役務費、医療機関での個別接種業務に関する個別予防接種委託料、コールセンター業務や集団接種の会場運営などの追加接種業務委託料等でございます。

以上、令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（島田 浩君）

それでは、次にこの議案第51号について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

最初に、17番・真野和久議員、どうぞ。

○17番（真野和久君）

ちょっと具体的な話について質問させていただきます。

最初に、一般会計補正予算（第8号）ですが、4款1項7目新型コロナウイルスワクチンの全般について、事業費の全体について質問を行いたいと思いますが、一つは高齢者に対する集団接種の場合、あるいは個別接種も含めてタクシーチケットの配付を行うのかについてお尋ねをしたいと思います。

また、これは3回目の接種になるわけですがけれども、今までに1回目、2回目を接種されていない方が今回この機に接種したいというふうにした場合に、どういう対応をするのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、12節の委託料についてですが、先ほど追加接種業務委託料という形で、コールセンターなども含まれるというふうに説明がありましたが、前回は予防接種受付業務委託料、集団予防接種運営業務委託料、警備業務委託料などの項目が具体的に分かれて予算として提案されていましたが、今回そういった業務は全てこの追加接種に含まれるのか。また、そうした場合、それぞれについてどのぐらいの費用がかかるのかということの積算とか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、まず最初に高齢者にタクシーチケットの配付を行うのかという点ですが、1、2回目接種時と同様に65歳以上の高齢者に対しタクシーチケットを配付する予定です。接種券に同封して全員の方に郵送します。

続きまして、1回目、2回目の接種を受けていない市民が今回接種を希望した場合の取扱いは、1回目、2回目の接種を終えられていない方が今回の接種（3回目）を希望されても接種はできません。その場合は、まず1回目、2回目の接種を先に済ませていただくこととなります。1回目、2回目の接種は現在も基本型接種施設3医療機関（角鹿医院、加藤クリニック、谷本医院）及び八開診療所で随時受け付けており、接種いただける体制を確保しております。

続きまして、追加委託料に含まれるその内容と積算はということですが、追加接種業務委託料には予約受付や集団予防接種に係る委託料が含まれております。具体的にはタクシーチケットの印刷50万6,000円、接種券の発送に係る業務411万1,000円、予約受付に係る業務3,101万1,000円、集団接種に係る業務として会場抗菌627万2,000円、資材運搬274万5,000円、集団接種会場運営966万4,000円、看護師派遣527万7,000円、駐車場管理300万6,000円、ワクチン配送183万4,000円、高齢者タクシー234万7,000円、報告書作成38万円が含まれております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

再質問ですけれども、高齢者タクシーについては今回も配付されるということで、それは非常にいいことだと思うんですが、ただ1、2回目のときに私たちが聞いたところではやはり会場が遠くなってしまって、予約会場が。それでタクシーの基本料金だけではとても行けなくて、3,000円ぐらいタクシーに取られたというような話もあったぐらいで、そうしたこともあったのでそうした改善がどのように行われるのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほど追加接種業務委託に、基本的に先ほど幾つかかなり部分が全部含まれるということで、そうした場合業者をどういう形で選定をするのか。一括してそうした業者に選定して委託した場合に、よく国のほうでも問題にされていますが、中抜きというような話がありますけれども、そうしたそれぞれの項目の委託を受けて仕事をされる会社とか働く方々に対してのちゃんとした給料が支払われるような、ひどい中抜きが行われるようなことがないようなチェックというのをどういう形でやるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

1回目、2回目のタクシーチケットの関係、タクシー料金の関係なんですが、今回の3回目の接種での集団接種開始と同時に市内19医療機関での個別接種を始める予定です。個別接種は市内全域をカバーできる体制で実施しますので、御自宅に近い会場からお選びいただきたいというふうに思います。

続きまして、契約先の関係ですが、追加接種業務委託につきましては人材派遣業を営む委託業者との契約を締結する予定です。委託方法につきましては、地方自治法施行令第187条の2第1項の2号による随意契約とする予定です。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第51号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について確認をさせていただきます。

まず、全体を通してですが、今回3回目ということで接種の方法について個別と集団という形を取るという内容の補正予算でありますけれども、今回集団と個別についてどのような割合で行うのか。また、予定される接種数というのは何人分ぐらいを予定しているのかについて1点目お伺いします。

2点目に、1回目、2回目のワクチンの接種については様々な課題がありました。例えば電話がつながりにくいか、先ほどタクシーチケットの問題もありましたけれども、接種券が届いていないだけということも含めて、そういったことで課題として市が今認識していることについて確認をさせてください。

また、そのときに市民の方からも様々な意見が出たと思います。接種会場が遠くなったと先ほどもありましたけれども、そういった市が市民の意見として把握をしている内容について、主なもので構いませんが教えてください。

さらに1回目、2回目の課題を検討した中で、3回目を行うに当たって検討、改善した内容について確認をさせてください。

以上、全体を通しては3点ほどです。

続いて個別の予算ですが、6ページ、7ページの19款2項1目の財政調整基金繰入金、第1節の財政調整基金繰入金285万3,000円についてですが、国の国庫支出金で賄うことができない独自の事業のための費用だというふうに考えますが、この独自の事業についてどういった内容なのか教えてください。

続いて歳出にいけますが、8、9ページの4款1項7目新型コロナウイルスワクチン接種事業費1億1,707万8,000円についてですが、このところで報償費、会計年度任用職員ですとか職員手当というのは前回の補正予算でも承認をされたところではありますが、今回会計年度任用職員や職員手当、残業手当等についての費用の予算は計上されておきませんが、ワクチン対策室がそのまま継続するというのであれば、そういった予算も含めて考えるべきではないかと考えたんですが、特に今回補正予算計上はされておきませんのでその理由と、対策室についてはどんな強化が行われる予定なのか教えてください。これは支出の全体事業についてです。

個別に確認をします。第7節の報償費677万2,000円についてですが、こちらの医師予防接種報償費、先ほど集団ということも言われましたけれども、前回の補正予算からすると、1回目、2回目の補正予算からすると677万円、非常に少額であるということもありますので、積算の方法等について詳細をお伺いします。

また、健康被害調査委員会委員報酬費というのも、前は1回ぐらいの報酬だったかと思うんですが、今回3回ということですが、どういう形で行うのかということと併せて、今現時点で問題となった健康被害等があればお伺いをします。

あと、第11節の役務費ですが、役務費の中で166万7,000円ということで予算計上されており、ますけれども、接種券が発送されるための郵便料等について予算計上されているというふうに思いますが、こういった形で接種券の発送が行われるのかについて、スケジュールが分かれば教えてください。

続いて12節の委託料ですが、この中の個別予防接種委託料について3,931万円、これについても1回目、2回目の予算よりもかなり少額になっていると思いますので、積算の方法についてお伺いをいたします。

また、この個別予防接種の委託料について、どの業者と委託をするのか、また契約の方法はどのようになっているのか、そのことについても併せてお答えください。以上、よろしく願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、順次答弁させていただきます。

まず、個別接種と集団接種の割合と接種数ですが、対象数を5万回と想定し、個別接種を3万3,500回、約67%ほど、集団接種1万6,500回、33%を見込んでおります。

1回目、2回目ワクチン接種を行ったことによる課題についてですが、開始当初は情報発信が不足していたため、特に予約の段階で接種券発送数と予約枠数に相違があったため市民の方に御迷惑をおかけいたしました。周知のタイミングを早めにし、接種券の発送で調整しました。また、当初は予約電話がつながりにくいという状況でしたので、コールセンターの電話を増設しました。

市民からの意見要望としての主な内容ですが、開始当初は予約電話がつながらない、予約枠が空いていない、ネットでの予約の取り方が取りづらいといった御意見をいただきました。

3回目を行うに当たり検討した改善事項は、接種券が2回目の接種から8か月を経過した方から順次1週間ごとに区切って予約が殺到しないように調整しながら発送していきます。また、コールセンターは土曜日、日曜日も開設し対応いたします。

次に、国庫支出金で賄うことができなかった事業の内容ですが、市単独事業となった高齢者タクシーに係る事業分です。

次に、追加の会計年度任用職員や職員手当についてですが、今回会計年度任用職員や職員手当の人員費は含まれておりません。その理由といたしましては、作業効率を見直す等の改善をいたしました。そのため、前回の補正額に執行残がございますので、今回残業等を見込んでおりません。

続きまして、対策室の強化ですが、新型コロナウイルスワクチン接種推進室は現行の人数のまま事業に当たる予定です。

続きまして、医師予防接種報償費の詳細と積算についてですが、今回集団接種より個別接種の割合を高くしております。医師予防接種報償費は集団接種会場において、予診・接種等の医療業務を実施していただく医師に対する報償費です。

積算につきましては、集団接種はおおむね48回で、医師2人体制で1.5時間勤務をしていた

できます。それから、待機分につきましては48回、1人の人が待機をしていただきます。その合計で672万となっております。健康被害調査委託委員会を開催した場合は、委員報償費として委員長医師は1万円、委員医師は8,000円掛ける2人の2回分で5万2,000円です。

続きまして、健康被害調査委員会の開催と内容は、接種において健康被害等の案件が発生した場合に開催するものです。現時点において開催実績はございません。

次に、接種券の発送スケジュールですが、2回目の接種から8か月を経過した方へ1月下旬より順次発送してまいります。1週間単位で該当される方へ郵送します。

次に、個別予防接種委託料の積算と詳細ですが、個別予防接種委託料には個別接種の予診・接種に係る費用、時間外、休日に接種した場合の加算金が含まれております。詳細は、個別接種約3万3,500回に対する平日接種分単価が2,070円、時間外接種分が平日単価2,070円に730円加算、休日接種分が平日単価2,070円に2,130円の加算となり、3月までに初回接種から8か月経過する対象者の割合で委託料を積算しています。

次に、委託先の業務態、契約方法ですが、先ほど真野議員のときに答弁させていただいたと同様に、追加接種業務委託につきましては人材派遣業を営む委託業者と契約を締結する予定でおります。以上です。

○18番（河合克平君）

では、再質問をさせていただきます。

まず、割合については3万3,500と1万6,500ということで割合を持つということで行うということが分かりましたが、あと情報発信の予約についても1回目、2回目でそういったことがあったということが課題として上がった状況ではありますが、この中で土曜日、日曜日開設するということがいいことなんですが、そういう中で残業の人たちが残業手当を予算化しなかったり、それから会計年度任用職員を予算化しなかったということについては執行残があるからということもありましたが、これらの様々1回目、2回目等々を含めて課題が出たときに、課題がある中でワクチン接種対策室が現行人員のまま行うというお話もありましたが、現行人員のまま行えるかどうか、そのことについてはどのような検討がなされて現行人員のままなのか、どれだけ落ち着いているのかということもあると思いますが、それについて確認を一つさせてください。

あと、予防接種についてですが、委託料について個別予防接種委託料については様々細かい積算を行っていただきました。また、集団接種についての予防接種についてもお話がありましたが、1回目、2回目通して執行残があってこの精算ということではないようですので、1回目、2回目の執行残はそのままにしながら新たに付け加わったものがあるということでいいのか確認をさせていただきます。

あと、健康被害については開催を行っていないということでしたので、なかったというふうに思いますが、そういった問合せ等がもしあったということであれば、委員会を開催するに至らなかった部分も含めてそういう問合せがあったのであればお伺いをします。では、よろしく願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

残業手当の関係ですが、残業手当は執行残で賄える理由ですが、今まで手作業で実施していた部分をシステムの活用を見直し、システム化することで作業効率を改善し、あまり残業しなくてもいいという状況に今現在なっております。

次の質問ですが、少し額が少ないという部分なんです、今回の補正については3月までの部分についての補正となっておりますので、現行9月まで実施をされるので、その部分につきましては当初予算で予算を計上させていただく予定です。

次に、健康被害についてですが、問合せは数件ございました。しかし、まだ委員会を開催するまでには至っておりません。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

では、議案第51号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について質問いたします。

4款1項7目新型コロナウイルスワクチン事業費1億1,707万8,000円の全体のところで、幾つか質問が出ておりますが、通告どおり確認を含めて質問していきます。

1月下旬から発送していくというお話ですが、接種の開始はいつから始まる予定なのかが1点目。

2点目、予約方法もネットと電話という話でしたけれども、接種場所は集団接種と個別、それぞれ何か所、個別は19か所と聞こえたんですが、集団と個別の何か所か教えてください。

それから、2回目接種日から8か月経過してから接種券を発送という考え方というか、いろいろ6か月とかいう話もあるんですけども、8か月経過してからの発送という考え方でのいいのか。

それから、2回目の接種が終了した人で原則8か月以上ということが書いてあるんですけども、この原則とは何か説明していただきたいと思います。

それから、1回目、2回目の最後に接種を受けていない人数が分かれば教えてください。よろしくをお願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、順次答弁させていただきます。

接種開始はいつからか、医療従事者先行接種は12月1日から実施をする予定です。一般の方については、おおむね2月からの接種開始を予定しております。

接種方法、接種場所についてですが、予約方法につきましては集団接種及び個別接種の一部ではインターネット、あるいはコールセンターにて予約を受け付ける予定です。また、個別接種を実施する医療機関の一部に関しては、医療機関での直接予約のみで受け付けるところもございます。接種場所は、集団接種につきましては現在会場を選定中ですので、決まり次第ホームページ、接種券同封のチラシ等で周知をしていきたいと考えております。個別接種におきましては、現在市内19の医療機関を予定しております。

それから、2回目接種日から8か月経過してから接種券発送なのかという部分ですが、2回目の接種日から8か月を経過した方から順次週1回のペースで発送をしていく予定でございます。

続きまして、原則8か月以上とあるが、原則とは何か。原則とはクラスター等の地域での感染拡大がない限りはとの意味です。クラスター等の地域での感染拡大の状況次第では、国（厚生労働省）と協議の上、接種間隔を最短6か月間まで早めることが可能とされているためです。ただし、市単独の判断で接種間隔を早めることは認められていないため、実施には事前に国の了解を得る必要がございます。

続きまして、1回目、2回目接種を受けていない人数は、接種対象者約5万8,100人のうち、1回も接種していない人が約7,000人、全体の12.2%、1回目の接種が済んだ約5万1,000人のうち2回目の接種が完了していない人が約600人、全体の約1%です。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。よく分かりましたけれども、2点だけ再質問します。

2回目の接種が8か月経過してから接種券を発送ということなんですけれども、接種券が届くのが8か月で届くのか、そういう見込みですね。例えば1か月ぐらい来てから予約するまでの時間もあるでしょうし、そういうこと見込んで接種券を発送するのが8か月なのか、手元に届いて予約できるのがちょうど8か月なのかというところを確認したいと思います。

それから、受けていない人数の全体が分かったんですが、年代別で分かれば教えていただきたいのがありますし、ワクチンを推奨、義務ではないのであれなんですけれども、受けていない市としての見解で結構なので、どのような理由で受けていないのか分かれば教えていただきたいと思います。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

接種券の発送につきましては、8か月を経過した方から発送をしていく予定でございます。ですから、お手元に届くのはもう少し後になるかと思えます。

続きまして、接種しない方の年代ですが、ほとんど80、90%以上なんです、20代、大学卒業後23から29歳ぐらいまでの方がまだ70%台ですので、その方の接種が少し進んでいないというふうに考えます。啓発なんです、任意予防接種でございますので、様々な理由がありますので一応コロナウイルスとはどういうものかというようなことをホームページ等で周知し、御自身で判断をしていく形になるかと思えます。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

次に、6番・吉川三津子議員、どうぞ。

○6番（吉川三津子君）

たくさん質問が出ましたので、コンパクトにお聞きをしたいと思います。

今回3回目が始まるわけなんです、3回目に当たっていろいろ改善点は分かったんですけども、市民の目線から見て、ここが今度は変わるんだよというところがあれば教えていただきたいと思えます。

それから、あと今市民の皆さんがこれを受けるに当たってマスコミ等の報道で、今までの1回目、2回目の接種記録がないといけないとか、そんなことが言われているんですけども、そういったものが必要になってくるのか。なってくる場合というのはどういうときなのか、その点について教えていただきたいと思います。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

市民の目から変わったところというのは、今までは募集を65歳以上全て一気にという形でしたが、今回については8か月を経過して順次お送りするので、受けた順になりますので、しばらくお待ちくださいという形になるかと思えます。また、コールセンターの部分についても、土曜日、日曜日を開設する予定でありますので、そちらのほうも周知をしていきたいというふうに考えます。

それから、接種記録についてですが、愛西市内で接種を受けられた方については、接種記録がこちらに残っておりますが、転入された方で別のところで打たれた方については接種記録が必要となっておりますので、ホームページ等でただいま周知をしているところでございます。以上でございます。

○6番（吉川三津子君）

多分されると思うんですけども、高齢者の方って自分には届いたけどあの人には届いていないとか、そういったところで大混乱が起きるんですが、そういった8か月たったあなただけに届きましたよという、そんな周知というのはきちんとされていくのか、お手紙等にですね。そういったのがとても大事だなと思っているんですけども、それについて取組の仕方についてお聞きしたいと思えます。

それから、あと転入とか、第3回目をいろんな大会場で受けたりとかすることも起きてくるかなと思うんですが、接種記録の保管が大切だよというような周知というのはされているのか、その辺についてもお聞きをしたいと思えます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まず、誰にどのように届いたかというのはホームページ等でまた何月何日頃に接種された方に発送しましたとか、そういう形での周知になるかと思えますし、ホームページにも8か月を経過した方から順次お送りしておりますし、何週間もしくは何か月たっても届かない場合は御返信くださいというふうなアナウンスをしていきたいというふうに考えております。

また、記録についてですが、2回目の接種の記録については御自身でしっかり管理をしていただくこととなりますが、3回目についてもきちんと御自身で管理をしていただくという形での周知をしていく予定でございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第55号（提案説明・質疑）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第27・議案第55号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第55号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明させていただきます。

この補正予算は、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき急遽編成をしたもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,905万1,000円を追加し、総額を249億3,203万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付先行給付金事業について、全額措置されるものとして計上いたしました。

歳出につきまして、担当部長より御説明申し上げます。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、歳出について御説明させていただきます。

8ページ、9ページを御覧ください。

2款9項1目子育て世帯支援対策費で、4億4,905万1,000円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し臨時特別的な給付措置として、子育て世帯への臨時特別給付金の先行給付金、児童1人当たり5万円を支給するためでございます。

主なものは、人件費、郵便料、振込手数料の役務費、システム設置委託料、子育て世帯への臨時給付金等でございます。

以上、令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（島田 浩君）

それでは、ここで精読時間を設けるため暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（島田 浩君）

始めさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、これから議案第55号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。



### ○18番（河合克平君）

では、質疑をさせていただきます。

まず、今回対象となる人については、児童手当の本則給付ということで事前に頂いた資料によるとありますが、この本則給付という内容についてお伺いをします。様々な報道の中で世帯の収入に応じてということも含めて検討すべきだというような報道もされておりますが、結果今回どのような対象に含まれるのか、この本則給付について教えてください。

あと、方法として令和3年9月の児童手当の受給者については年内に支給をする予定だということも今資料を頂いておりますが、それ以外の方についてはいつから始めて、また申請の方法について、郵送なのか窓口なのか。それから、その申請を受けた後、いつまでに支給がされるのか、それ以外の方についてのことについてお伺いします。

あと、すみません、本則給付の受給者については申請が必要があるのかどうかについても併せて教えてください。

あと、臨時特別給付金の予算内訳で5万円掛ける8,900人分ということが載っておりますが、この本則給付が何人で、それ以外は何人なのかについて分かれば教えてください。以上、お願いします。

### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

順次御答弁させていただきます。

まず、本則給付の対象となる児童ですが、児童手当を給付している人で、令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童、令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同様未満の場合）、次に令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）となります。

次に、9月30日、年内に発送される方は郵送で発送をする予定でございます。それ以外の方は1月以降に郵送を行い、順次発送していき、3月31日までに振り込みをしていきます。本則給付の方については、申請なしで対応をいたします。

それから、人数でございますが、対象児童は8,900人を見込んでいます。内訳は、高校生が1,848人、ゼロ歳から中学生までが6,812人、それから基準日以降翌日以降令和4年3月31日までの新生児を240人を見込んでおります。以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

答弁漏れです。

対象となる本則給付ということの、本則給付の内容ですね。年収どれくらいなのか。世帯所得なのか、そうでないのかということで本則給付の内容をお聞きしていただきましたので、それを答弁いただくのと、あと1月以降にするということがありましたけど、このときに申請はどのような方法を取るのかということもお話ししていただきますので、2点についてお願いします。

### ○子育て支援課長（長谷川 努君）

児童手当の本則給付でございますけれども、児童手当は所得制限がございます。扶養親族等

の数に応じて所得制限の限度額、例えば3人の場合につきましては所得限度額としては736万円、収入の目安としては960万円でございます。これが扶養親族等によって変わってまいります。例えば5人の扶養親族がある場合については、所得制限の限度額は812万円、収入の目安としては1,040万円となります。

あと、1月以降にどのように案内をして申請していただくかということですが、把握できる方につきましては郵送で御案内をお送りして申請書を同封して窓口等で申請手続を出していただきたいと思いますと考えております。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（島田 浩君）

先ほどの答弁漏れの分。

○18番（河合克平君）

違います。再質問です。

○議長（島田 浩君）

再質問ね。

○18番（河合克平君）

では、今申請の方法については窓口等ということでしたが、コロナウイルス感染症がどうなるか分かりませんので、郵送等の申請ができるのかどうかについてはどのような検討がされているのか教えてください。

また、先ほど本則給付についての所得基準についてお話がありましたが、本則給付に当たらない、いわゆる愛西市の中で給付がされない方の人数等について、どのような人数になるのか教えてください。

以上、2点お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

申請等の場合、受付窓口に来られない方に関しては、返信用封筒を同封して対応していく予定でございます。

また、対象外の人数については児童数で400人を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

山岡議員。

○14番（山岡幹雄君）

議案第55号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、2点ほど確認させていただきます。

一応新生児につきましては、令和4年3月31日までに生まれた方ということですが、まず1点、転出・転入があった場合、これはどのように転出された方はそちらのほうの自治体で申請

するのか、転入された方は愛西市のほうで申請すればいただけるのか。あと、住民票がない子供さんが1,000人弱あるという報道がありました。そういう愛西市に住んでみえる状況があつて住民票がない場合、これはどのように対処されるのか、その辺ちょっと御回答お願いします。

○子育て支援課長（長谷川 努君）

転入転出につきまして、児童手当を受給されているお子様につきましては、基準日の9月30日の9月分の児童手当を支給しているところでこの給付金を受給することになります。

あと、住民票がないお子さんにつきましては、基本としては児童手当の受給者ということになりますので、例えば児童手当の支給を遡って手続されて9月分が支給対象となった場合は、併せてこちらの臨時特別給付金も対象となるとされております。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第55号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、2点お願いします。

年内支給の予定の振込予定日が分かたら教えてほしいのと、今少しお話がありましたけれども、高校生で寮生活をして向こうに住民票がある方も向こうでの申請になるかという確認をさせていただきます。お願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

年内支給という部分ですが、12月24日支給開始を目指しております。

また、高校生で寮生活をしている場合についても支給の対象となります。住民票が愛西市にあれば愛西市で申し込むこととなります。以上でございます。

○議長（島田 浩君）

それでは、他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・委員会付託の省略について

○議長（島田 浩君）

次に、日程第28・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第51号及び議案第55号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第51号及び議案第55号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第51号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第29・議案第51号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○18番（河合克平君）

では、ワクチン接種についての賛成の立場で討論いたします。

今回の令和3年度愛西市一般会計補正予算（第8号）であります。質疑の中でタクシーゲットの運用、またコールセンターを土曜日、日曜日ということで開設をするということについて、1回目、2回目も踏まえて改善を進めようとしているということでは非常に評価ができる場所だと感じております。

ただ、先ほど質問を一旦させてはいただきましたが、追加接種業務委託料という形で委託料を全て一括して委託をするという状況もあります。先ほど指摘があった中抜きがされるようなことについては、やはりあってはならないことだと思いますので、そういったことも含めてどう対策を取っていくかということについてはぜひお考えをいただいて、業務のほうを進めていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号の採決を行います。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第55号（討論・採決）

○議長（島田 浩君）

次に、日程第30・議案第55号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

真野議員。

○17番（真野和久君）

それでは、議案第55号：令和3年度愛西市一般会計補正予算（第10号）について、賛成討論を行います。

今回子供に対して5万円支給という形での支援が行われること自体については賛成ですが、ただこの件に関しては後の残りの5万円をクーポンという形で支給をするという話になっています。ただ、クーポン支給に関しては経費だけでもさらに900億円かかるというような大きな問題もありますので、ぜひとも愛西市として現金10万円支給という形で行うような要望を国についても出させていただきたいというふうに思います。と同時に、子供がいるいないにかかわらずに生活困窮世帯や、また大学生への支援なども早急に行ってもらえるように国への要望をしていただくよう要望しまして賛成といたします。

○議長（島田 浩君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定といたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議決されました議案第55号が可決されましたので、議案第52号との間で条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条に基づき、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第55号に伴い、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任することを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第31・諮問第1号から日程第36・諮問第6号まで（提案説明・質疑・採決）

#### ○議長（島田 浩君）

次に、日程第31・諮問第1号から日程第36・諮問第6号の愛西市人権擁護委員の候補者の推

薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

それでは、それぞれ提案説明をさせていただきます。

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・加藤信行は、令和4年3月31日に任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、加藤信行。

諮問理由は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

続きまして、諮問第2号。

同じく愛西市人権擁護委員・三宅明彦は、令和4年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出。

氏名、三宅明彦。

諮問理由につきましては、第1号と同様でございます。

続きまして、諮問第3号について推薦をさせていただきます。

愛西市人権擁護委員・山田雄司は、令和4年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、山田雄司。

諮問理由につきましては、第1号、第2号と同様でございます。

続きまして、諮問第4号につきまして説明をさせていただきます。

愛西市人権擁護委員・山田彰子は、令和4年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、山田彰子。

諮問理由につきましては同様でございます。

続きまして、諮問第5号でございます。

愛西市人権擁護委員・真野一恵は、令和4年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、真野一恵。

諮問理由につきましては同様でございます。

続きまして、諮問第6号でございます。

愛西市人権擁護委員・若山壽雄は、令和4年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、若山壽雄。

諮問理由につきましては同様でございます。

全て履歴書を添付させていただいておりますので、御審議のほうをどうぞよろしくお願

たします。

○議長（島田 浩君）

それでは次に、諮問第1号から諮問第6号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号から諮問第6号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第6号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号から諮問第6号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

まず初めに、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定いたしました。

最後に、諮問第6号を採決いたします。

諮問第6号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、諮問第6号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了しました。

次の継続会は12月7日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時01分 散会